令和８年（フ）第８１８号
埼玉県狭山市狭山台４丁目21番地の４
債務者　仲子　知子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第８２４号
埼玉県川越市大字小室343番地１　（306号室）
債務者　石戸　美優
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第８５１号
埼玉県入間郡毛呂山町大字下川原461番地19、前住所埼玉県川越市岸町３丁目23番地10（県営川越北谷住宅１―303号室）
債務者　仲宗根美泰
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３６９号
埼玉県熊谷市平戸2016番地　レオパレスエクセディオールⅡ　110
債務者　大久保　匠
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３８１号
埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬655番地１　コーポ森７号
債務者　菊池　修弘
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２５３号
川崎市中原区上平間670番地１　クリオ多摩川緑地壱番館　201
債務者　清水　成美
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８５１号
川崎市高津区新作１丁目25番16号　サンローズⅡ　201
債務者　遠藤　佳子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８５６号
川崎市中原区苅宿15番10―703号　ライオンズマンション元住吉
債務者　里吉　宏明
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２６０号
愛知県蒲郡市竹谷町犬飼港１番地１　竹谷すみれハイムＢ館202
債務者　山本強（法定代理人成年後見人　社会福祉法人蒲郡市社会福祉協議会）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第４４６号
鹿児島市西田２丁目25番12―305号、前住所鹿児島市草牟田１丁目３番26号　リバーサイド草牟田506号
債務者　岩川　実夢
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４７３号
鹿児島市大黒町４番19号　大黒町申館603号
債務者　中尾加奈江
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１９５号
福島県いわき市平赤井字田町16番地の１　コーポＹＡＮＯ３―201
債務者　竹森　久仁
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２４５２号
神奈川県大和市南林間８丁目１番12号　クレインレジデンス202号
債務者　森　　由希（旧姓星野）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５０５号
横浜市金沢区富岡西７丁目43番４―９号　横浜ヒルサイド101号
債務者　武田　陽子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３８９号
静岡県裾野市佐野426番地の６
債務者　杉山眞由美
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３９１号
静岡県熱海市下多賀652番地の４　１Ｂ―203、前住所静岡県伊東市岡1391番地　ハトヤホテル寮
債務者　岡本　圭市
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３１９号
香川県高松市新田町甲636番地６
債務者　中條　寛人
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係